

1. 保険者の介護給付適正化システムの活用

1. 保険者の介護給付適正化システムの活用

○ 国保連合会介護給付適正化システムの活用

1. 趣旨

- (1) 介護給付の適正化については、平成16年2月から国保連合会の介護給付適正化システムの運用が開始され、都道府県・保険者において当該システムを活用した介護給付の適正化事業が実施されるとともに、平成16年10月から全保険者を対象とした「介護給付適正化推進運動」を実施し、本年度においても、その実施をお願いしているところである。
- (2) 高齢化の進展に伴い介護給付費の増嵩が見込まれるなど、より一層の介護給付の適正化・効率化が求められる中で、各自治体において積極的に介護給付適正化の取組みが実施されている一方、適正化事業を実施していない保険者数は全保険者数の2割、国保連合会適正化システムを活用していない保険者数は全体の3割(平成16年度)を超えている状況にある。
- (3) こうした状況にかんがみ、国保連合会適正化システムのより一層の活用を図るため、今後、予定している都道府県等のヒアリング、適正化システムにおける出現データの状況分析等を踏まえ、本年度から適正化システムの具体的な活用内容及びその方法について、各自治体に示すとともに、必要に応じ、適正化システムの改修、自治体の取組み状況の調査を実施したいと考えている。
- (4) なお、適正化システムの活用も含め、既に適正化事業に取り組んでいる自治体におかれては、引き続き、積極的な介護給付の適正化に取り組んでいただきたい。

2. 今年度の実施スケジュール

平成18年7月末： 都道府県等ヒアリングの実施

10月頃： 適正化システムの具体的な活用方法の提示(第1弾)

平成19年3月末： 適正化システム改修

3. 具体的な活用方法

- (1) 国保連合会適正化システムの情報については、給付実績を活用した情報、医療情報との突合、縦覧点検などがあるが、その具体的な活用方法については、これらの情報の中で不当又は不正な請求である蓋然性の高い情報に係るものから、順次、示すことを予定している。
- (2) 具体的な活用方法については、各自治体の人員不足、体制不備も想定されることから、できるだけ、具体的かつ実効性のあるものを示すことを考えている。
- (3) また、昨年10月から、過誤申し立てについて、適正化事業の実施による過誤申し立ての事由を区分して集計し、「適正化等による申立件数・効果額」として一覧表を出力し、都道府県及び市町村へ適正化システムにより提供することとされたところであるが、本取組みの効果を正確に把握するため、本申し立てについて、より適正な過誤申し立ての事由区分の記載をお願いします。